

広島県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年九月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

弁財天加計線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
山県郡安芸太田町大字寺領字岩田一四二番一 一地先から 山県郡安芸太田町大字寺領字岩田九七九番一 地先まで	旧	三・五〇〇 八二・五〇〇	一一五五・〇	
山県郡安芸太田町大字寺領字岩田一四二番一 一地先から 山県郡安芸太田町大字寺領字岩田九七九番一 地先まで	新	八・五〇〇 六〇・六〇〇	〇 一一五五・〇 九六〇・〇〇	ダブルウェイ